

議案第 2 4 号

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

(山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 1 8 年山陽小野田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号参考資料

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、平成17年3月22日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。 <u>（市長等の給料の特例）</u> 2 <u>市長等の給料月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの間における水道事業管理者の給料月額は、第4条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。 <u>（管理者の給料の特例）</u> 2 <u>管理者の給料月額</u>は、<u>当分の間</u>、<u>第3条の規定にかかわらず</u>、<u>同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u><u>ただし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における管理者の給料月額は第3条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とし、この間における管理者の退職手当の算定の基礎となる給料月額は同条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u> <u>（山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の一部改正）</u> 3 <u>山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第24条第2項中「教育長」の次に「、病院事業管理者」を加える。</u> <u>別表第1号の項中「水道事業管理者、病院局長、院長及び副院長」を「病院事業管理者、院長、副院長及び水道事業管理者」に改める。</u></p>